# [事案 2021-97] 保険料運用益支払請求

· 令和 3 年 12 月 22 日 和解成立

## <事案の概要>

保険契約の合意取消による既払込保険料の返還にあたり、保険料運用益の支払いがないことを不服として、運用益の支払いを求めて申立てのあったもの。

#### <申立人の主張>

平成29年9月に契約した米ドル建終身保険について、募集人の誤説明を理由に保険会社に 契約取消を求めたところ、契約取消および既払込保険料の返還による和解の提案があった。し かし、以下等の理由により、既払込保険料に保険会社が運用した利益を加算して返還してほし い。

- (1)募集人から、契約後に払済保険に変更が可能といった誤説明を受けて契約したが、特別条件付契約であったため、実際には不可能であった。
- (2) 設計書には、支払った保険料が最低年率 3%で運用される旨の記載があるため、自分が支払った保険料を元手に、保険会社は年利 3%以上の運用益を得ている。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約に際し、募集人による払済保険に関する誤った説明があったことが判明したため、法的には契約取消を行う義務は負わないものの、早期解決の観点から、本契約の合意取消および既払込保険料の返還による和解を提案する。
- (2) 設計書に記載がある年利率 3%とは、既払込保険料ではなく積立金に対する積立利率を指しており、申立人が取得するものではないため、運用益の損害は生じていない。

## <裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、申立人から運用益の支払いについての請求を取り下げ、保険会社が提示している和解案に同意する旨の申出があったため、和解契約書の締結をもって手続を終了した。